

第 32 回信託法学会総会および研究発表会のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび第 32 回信託法学会総会および研究発表会を別紙の要領により開催する運びとなりました。

会員の皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますよう、
お願いかたがたご案内申し上げます。

敬 具

平成 19 年 4 月

信 託 法 学 会

理事長 能 見 善 久

1. 日 時：平成19年6月9日（土） 10：30～16：50（受付は10：00から行います。）

2. 場 所：明治学院大学白金キャンパス・本館1F 1101教室 （後掲案内図ご参照）

3. 次 第：

○ 開 会 10：30

○ 研究発表会

（10：30～11：30）受益者代理制度について

（報告者）りそな信託銀行 岡 田 健 二

（司会者）一 橋 大 学 中 田 裕 康

○ 総 会 11：35～

議 案 (1) 役員を選任

(2) 平成18年度会計報告

(3) 平成19年度予算

— 昼食・休憩 —

○ 研究発表会

（13：30～14：30）スコットランドにおける“信託”の法概念とその展望

（報告者）早 稲 田 大 学 渡 辺 宏 之

（司会者）筑 波 大 学 新 井 誠

（14：40～15：40）限定責任信託の諸問題

（報告者）南 山 大 学 今 泉 邦 子

（司会者）東 京 大 学 藤 田 友 敬

（15：50～16：50）財産の管理・承継に利用される信託の税制に関する一考察

（報告者）社団法人信託協会 松 永 和 美

（司会者）同 志 社 大 学 占 部 裕 典

○ 閉 会 16：50

4. 懇親会

学会終了後、次により懇親会を開催いたします。

日 時：当日 17:00～18:30

場 所：明治学院大学白金キャンパス・本館10F 大会議場（後掲案内図ご参照）

会 費：3,000円（会費は、当日受付にて申し受けます。）

5. その他

昼食につきましては、学内食堂および大学周辺の一般食堂をご利用ください。

（事務局からのお願い）

平成19年度の会費（2,500円）は、5月末までに次のいずれかの方法によりご納入ください。

○ 郵便振替 00120-0-185924 信託法学会

（同封の振込用紙をご利用ください。）

○ 銀行振込 三井住友銀行麹町支店 普通預金 口座番号：5087891

口座名義：信託法学会理事しんたくほうがかいりじちょう 能見善久のうみよしひさ

おって、お手数ですが、ご出欠の予定を同封のはがきにて5月18日（金）までに事務局あてご回報くださいますようお願い申し上げます。

会場案内

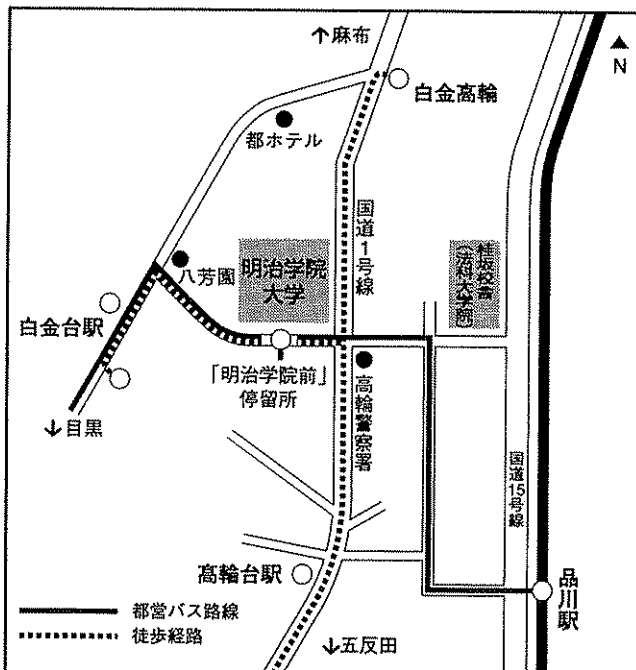
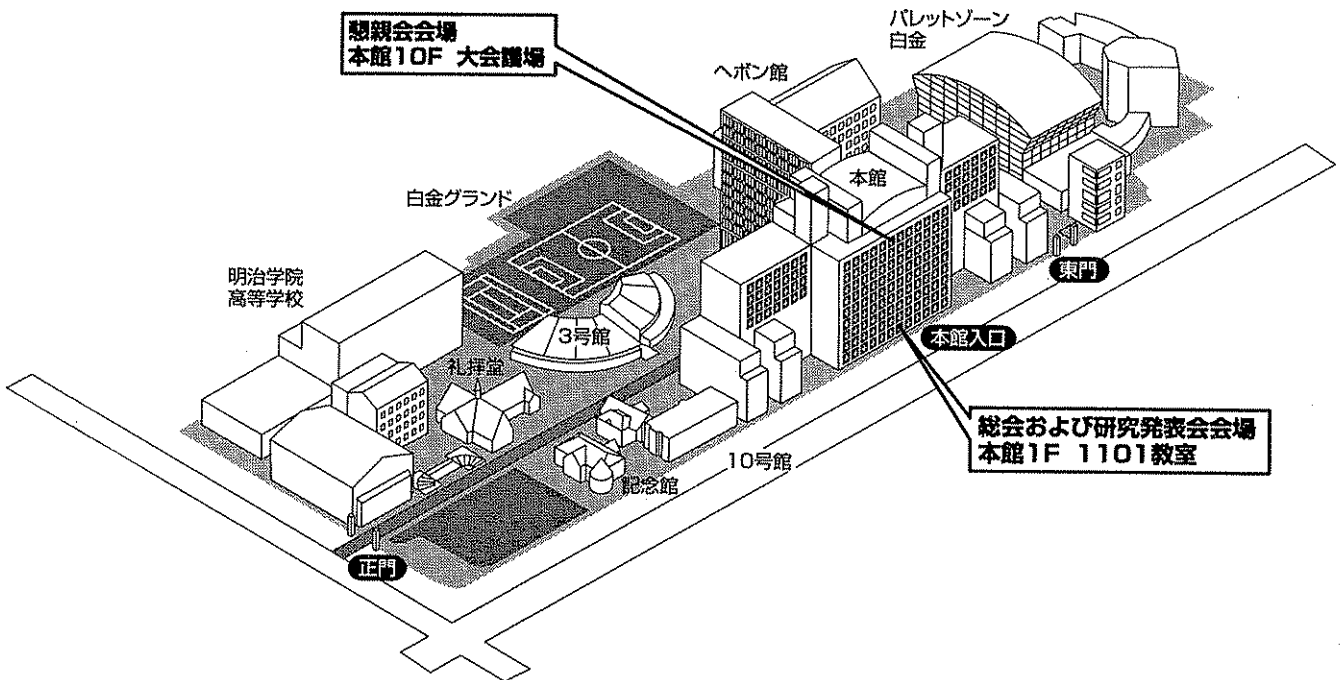
●開催日：平成19年6月9日(土) 午前10時30分～午後4時50分

●場所：明治学院大学白金キャンパス 東京都港区白金台1-2-37

TEL 03-5421-5111

●総会および研究発表会会場：本館1F 1101教室

●懇親会会場：本館10F 大会議場



〈利用交通機関〉

- 品川駅から
 [JR山手線・京浜東北線・東海道線・横須賀線・東海道新幹線
 京浜急行線]
 高輪口より 都営バス「目黒駅前」行きに乗り、「明治学院前」下車(乗車6分)
 ※徒歩の場合は17分
- 目黒駅から
 [JR山手線 東急目黒線 東京メトロ南北線 都営地下鉄三田線]
 東口(ロータリー側)より都営バス「大井競馬場前」行きに乗り、「明治学院前」下車(乗車6分)
 ※徒歩の場合は20分
- 白金台駅から
 [東京メトロ南北線 都営地下鉄三田線]
- 白金高輪駅から
 [東京メトロ南北線 都営地下鉄三田線]
 1番出口(目黒駅側/エレベーター有)より徒歩約7分
- 高輪台駅から
 [都営地下鉄浅草線]
 A2番出口より徒歩約7分

研究発表会（資料）

1. 受益者代理制度について

りそな信託銀行 岡田 健二

2. スコットランドにおける“信託”の法概念とその展望

早稲田大学 渡辺 宏之

3. 限定責任信託の諸問題

南山大学 今泉 邦子

4. 財産の管理・承継に利用される信託の税制に関する一考察

社団法人信託協会 松永 和美

受益者代理制度について

りそな信託銀行 岡田 健二

そもそも、信託の本質は、委託者が受託者を信じて委託者所有の財産を託し、受託者は信託の本旨に従い善管注意義務および忠実義務に従ってその裁量により信託事務を処理するものである。したがって、受託者の事務処理において委託者が必要と考える指針は契約書や遺言の中に記載しておき、あとは、受益者に一定の受託者監督権限を与えた上で、信託の運営の多くの部分を受託者の裁量に基づく職務執行に任せるとというのが信託の基本形であるはずである。

しかるに、受益者が不特定または未存在の場合に受益者の監督権限を代行する存在として現行信託法には信託管理人が設けられており、さらに新信託法（平成 18 年 12 月 15 日法律第 108 号）では、受益者保護の観点から、受益者が現に存する場合等にも利用範囲を広げるために信託管理人・信託監督人・受益者代理人という 3 種類の規定が設けられることとなった。これらの受益者代理制度（注）は、受益者の受託者監督権限のみならず、多数受益者に代り信託の変更等の意思決定を行うなど、その役割はますます大きなものになろうとしつつあり、まさに受託者と並んで信託運営の大きな部分を担う存在にもなりうる可能性がある。

このような受益者代理の制度の必要性は、なにも日本の信託だけに固有のものではないはずであり、現に、英米等の信託においてこれらと類似する役割を果たしていると考えられるものがいくつか存在している。そこで、本報告では、それらが果たしている機能と、わが国の信託法（現行法・新法）において受益者代理制度がこれまで果たしてきた、そしてこれから果たそうとしている機能を比較しながら、それを参考にしつつ新信託法における受益者代理制度に関する幾つかの論点の解釈論を試み、信託のさらなる柔軟な活用に大いに役立つ可能性を秘めているこの受益者代理制度の活用方法を考察することとしたい。

（注）本報告では、受益者の利益保護のため受益者に代り諸権能を行使する点で共通している信託管理人・信託監督人・受益者代理人および諸外国の類似制度について、便宜的に「受益者代理制度」と総称して論じる。

スコットランドにおける“信託”の法概念とその展望

早稲田大学 渡辺宏之

スコットランドは、現在は英国（連合王国）の正式な一地域であるにもかかわらず、法制度上、イングランドと全く同様の「信託」は存在しない。イングランドと同様、trust と呼ばれる制度は、確固として存在するが、法的構成は非常に異なる。スコットランドは、長い間イングランドと対抗・独立関係にあり、法的にはむしろ大陸諸国との関係が強かったその歴史的経緯から、いわゆるエクイティ（衡平法）が、独立した実定法上の法準則として存在せず、コモン・ローとエクイティ上の権利の分属という伝統的なイングランドのトラストの構成が採れなかったことが、その理由と考えられる。

イングランドにおいては、沿革上、信託の法的な最大の特徴は、受託者のコモン・ロー上の権限と受益者のエクイティ上の権限の分属にあるとされてきた。それゆえ、大陸法諸国は、そうした「コモン・ローとエクイティ上の権限の分属」といった法的構成が採れず、多くの欧州諸国では、それぞれ独自の「信託類似制度」が存在するものの、法制度としての“trust”そのものは存在できないと考えられてきた。しかしながら、近時、英米法系に特有のそうした法的構成に拠らず、分離された信託財産の独立性（assets segregated from trustee's private patrimony）という観念に信託の特徴を見出す考え方が、欧州における統一的な信託法理論を構成するうえで有力となってきている。スコットランドにおける近時の信託の理論構成は、まさにそのような考え方の端緒となるものである。本報告では、スコットランドにおける“信託”の法概念の特徴を析出しつつ、その展望についても考察することとしたい。

限定責任信託の諸問題

南山大学 今泉邦子

平成 18 年改正信託法は、信託事務に関する取引から生じた権利に対する責任財産が信託財産に限定される信託類型として、限定責任信託を創設した。ただし、限定責任信託の受託者が固有財産で責任を負う場合も規定されている。たとえば、同法 224 条は、受託者が信託事務を行うについて悪意または重過失があったときは、第三者に対して損害賠償責任を負う旨定めている。同法 21 条 1 項 8 号および 217 条 1 項も、信託事務処理について受託者が行った不法行為に基づき受託者に対して損害賠償請求権を有する者は、受託者の固有財産に対しても、強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行または競売をすることを認めている。不法行為責任のうち、無過失責任の性質を持つ工作物責任および使用者責任にもとづく賠償責任を、受託者が固有財産で負担しなくてもよいとすべきであるとの意見を、信託法改正要綱試案に対して信託協会が表明していた。しかし、同改正信託法は無過失の受託者が固有財産で賠償責任を履行することを免除する旨の規定をおいていない。また、平成 18 年改正前信託法 36 条 2 項が認めていた受託者の受益者に対する損害補償請求権を、改正信託法 48 条 5 項では受託者と受益者との間に合意がある場合に限って認めることとした。無過失責任を負担した受託者の場合、信託の管理が失当でないかぎり、不法行為の被害者に対して固有財産で損害を賠償したのち、信託財産への求償の途が改正法 53 条 1 項 1 号によって認められることだけは明らかである。ただし、この場合も、損害賠償額が信託財産額を上回る部分は、受託者の固有財産が賠償額を最終的に負担することになる。したがって、受託者が固有財産で負担する不法行為責任から、無過失責任を解釈論によって除外しようとする見解が主張されるに至っている。この見解は、信託財産である不動産に土壌汚染の問題があり、受託者がその不動産の所有者として環境法に基づく責任を無限に負うことを危惧したものである。本報告は、限定責任信託制度およびアメリカにおける土壌汚染と受託者の責任について概観し、若干の検討を加えるものである。

参考文献：

拙稿「限定責任信託の特例」金商 126 号 92 頁、同「受託者の包括的環境対処補償責任法 (Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act) 上の責任」南山法学 31 卷 1・2 号 (掲載予定)

財産の管理・承継に利用される信託の税制に関する一考察

社団法人信託協会 松 永 和 美

近年、高齢社会の到来に対応し、財産の管理・承継のための仕組みとして、信託の活用が注目されている。

昨年12月に成立した改正信託法においては、受益証券発行信託や限定責任信託等の新しい信託に関する規律が設けられたが、個人の財産管理・承継に関する規律として、受益者を指定又は変更する権利、遺言代用信託や受益者連続信託の規律が設けられた。また、信託税制に関連する委託者の権限に関する規律や、信託の終了の規律において、受益者、残余財産受益者、帰属権利者について新たな規律が設けられている。

信託の税制については、信託法制定時に、受益者課税の考え方が採用された。受益者不特定・未存在の信託に対する収益課税については、受託者課税から委託者課税への転換がなされるなどの変遷があったものの、受益者課税、委託者課税の基本的な枠組みが維持されてきた。このような中で、平成19年度税制改正において、信託法改正に対応して信託税制の改正がなされ、収益課税については、受益者課税の基本的な枠組みを維持しつつ、目的信託を含めた、受益者が存在しない信託に対する収益課税については、一定の権限を委託者等有する場合にはみなし受益者として委託者等に課税することとするが、一定の権限を有する委託者等が存しない場合には、受託者に対して法人税を課税することとなった。また、資産課税については、受益者連続型信託について、先行受益者は信託財産のすべての贈与又は遺贈を受けたものとして取扱われるとともに、後続受益者は先行受益者から贈与又は遺贈により受益権を取得したものとみなす旨の規律が設けられることとなった。

報告では、まず、信託法改正によって新たに設けられた個人の信託に関する規律や信託税制の枠組みと基本的な考え方について概観したうえで、いわゆる元本・収益受益者が存する信託をはじめ、受益者連続型信託、受益者複数の信託等の税制について考察する。